

佐賀県告示第百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年十月六日から平成二十一年十一月五日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域	
	区間	幅員 延長
一般国道 二〇七号	杵島郡江北町大字下小田字 四本松籠四三四番二地先か ら 杵島郡江北町大字八町字上 古川外一四番二地先まで	幅員 メートル 延長 メートル
	杵島郡江北町大字下小田字 四本松籠四三四番二地先か ら 杵島郡江北町大字八町字上 古川外一四番二地先まで	幅員 メートル 延長 メートル
	前	後
	一〇・八 一六・八 三・二 五・六	一〇・八 一六・八 三・二 五・六
	一九一・四 一九三・二	一九一・四